

岩手県告示第778号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成28年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
一関市	一関市東台、滝沢字長ヶ沢、関が丘、三関字小沢の一部、地主町の一部、磐井町の一部、桜木町の一部、字桜街、字東花王町、字下大槻街、字南十軒街、字北十軒街、字要害、東地主町、豊町及び五十人町並びに千厩町千厩字町、町浦、北方、宮敷、四日町及び構井田

2 調査期間 平成28年10月6日から平成29年3月31日まで